

行政常任委員会

令和 4 年 2 月 4 日（金）

午前 10 時 36 分開 会

○南委員長 それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

先ほど市長から提案がございました 2 議案についての審査に入る前に、まず、市長のほうから御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、本会議に引き続きまして、行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 1 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 15 号）の議決についてと、議案第 2 号、第 7 次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画についての 2 議案であります。

なお、議案第 2 号、第 7 次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画についてにつきましては、一昨年 8 月より第 7 次尾鷲市総合計画審議会で議論を重ねていただき、先月 28 日に計画案の答申を受け、本市が目指すまちの将来像を「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」と定め、その実現に向けまちづくりを進めるため、議案上程させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、先ほど臨時会の質疑におきまして、行政常任委員長でございます南議員のほうから御質問があった件について、多少私なりのちょっと追加させていただきたいと思って。急な御質問でございましたものですから、ちょっと舌足らずの面もあったかと思っておりますので、ここで整理しまして、ここでお話をさせていただきたいんですけれども。

今の都市計画……。

○南委員長 市長、かけてください。

○加藤市長 失礼します。

都市計画の変更について都市計画審議会のほうに諮問いたしております。まだ今、この答申を受けるために今議論をされておりました、いろんな形で議論をされようかと思っております。その中で審議会からの答申というのを十分尊重しながら、それと同時に議員の皆様の意見も尊重しながら、この都市計画変更についてのことについては進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いした

いと思っております。

以上でございます。

提出議案につきましては、担当課より説明いたさせますのでよろしく御審査をいただき、御承認賜りますようお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございます。分かりました。

それでは、早速ですが、財政課から付託議案の関連の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 財政課です。よろしくお願いいたします。

○南委員長 すみません。

議案第1号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決についての説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、議案第1号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

まず、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,990万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億3,087万2,000円とするものでございます。

続きまして8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入のうち、下段にあります第18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金453万5,000円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

ここで、財政課の委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正予算を踏まえた基金残高見込みでございますが、財政調整基金は、453万5,000円を取り崩すことにより、補正後残高は11億7,590万4,000円。基金総額は22億1,117万8,000円となる見込みでございます。

財政課の補正予算につきましては以上でございます。

引き続き、それぞれ各担当課のほうから御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

特に財政課からの、基金をはじめ説明があったわけなんですけれども、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、財政課からの審査を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

次に、福祉保健課のほうに入ってください。

ちょっと待ってください。そのままでいくの。そのままで。

それでは、福祉保健課長、説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第1号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について予算書に基づき御説明いたします。

新型コロナワクチンの追加接種につきましては、国の前倒しの方針等も踏まえ新たに接種計画を見直し、安心安全かつ速やかに実施するものでございます。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、2,042万2,000円の増額は、1節保健費負担金2,042万2,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金2,042万2,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る接種費用等の国庫負担金になります。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金495万2,000円の増額は、1節保健費補助金495万2,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金495万2,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種のための医療従事者の確保が困難な中、ワクチン接種を行う集団接種会場に、時間外・休日に派遣の協力をいただく医療機関に対し支援するための補助金でございます。

次に歳出でございます。10ページ、11ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健費、2目予防費2,537万4,000円の増額は、細目感染症予防対策事業2,537万4,000円の増額で、3節職員手当等時間外勤務手当600万円の増額は、集団接種に係る職員の休日等時間外勤務手当になります。

7節報償費239万7,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種費用のうち、集団接種に係る薬剤師への報償費239万7,000円を増額するものでございます。

次に、10節需用費100万円の増額は、集団接種に係る針捨てボックス等消耗品費でございます。

1 1 節役務費 2 3 2 万 5, 0 0 0 円の増額は、接種券等発送に係る通信運搬費が主なものでございます。

次に、1 2 節委託料 5 0 0 万円の増額は、予防接種委託料 4 7 7 万 7, 0 0 0 円の増額で、ワクチン接種にかかる医師、看護師の接種委託料及び新型コロナウイルスワクチン対応業務委託料 2 2 万 3, 0 0 0 円の増額は、5 歳から 1 1 歳のワクチン接種に係るシステム改修費用でございます。

次に、1 3 節使用料及び賃借料 3 7 0 万円の増額は、複合機使用料 6 0 万円、文化会館使用料 8 4 万円、冷暖房機器借上料 1 5 0 万円、機器借上料 7 6 万円は接種ブース用パネル等の借りに係る費用が主なものでございます。

次に、1 8 節負担金、補助及び交付金 4 9 5 万 2, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金 4 9 5 万 2, 0 0 0 円の増額で、新型コロナウイルスワクチンの集団接種のための医療従事者の確保が困難な中、ワクチン接種を行う集団接種会場に時間外・休日に派遣の協力をいただく医療機関に対し支援するための補助金でございます。

これら全ての予算が国庫補助、県補助となります。

以上が議案第 1 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 5 号）の説明でございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方。

○濱中委員 この 3 回目接種、もう既に始まっているところもあるような報告を聞いておるんですけども、その部分に関しては、既決予算の中でやられているというふうな理解でよろしいですか。

○山口福祉保健課長 委員言われたとおり、1 回目、2 回目の接種にかかる費用の既決予算内でできる部分については既に先行して行っております。

今回の追加接種に係る部分については、予算計上させていただいた分につきましては、前倒し等が国からも強い要請がありましたので、その部分に係るものが主なものとなっております。

○濱中委員 今回の議案提案されている予算の部分に関しては、これは 3 月中に全て終わる分の回数を見込んだことと理解するんでしょうけれども、4 月以降の分は、じゃ、当初で新たにというふうに考えればよろしいですか。

○山口福祉保健課長 そのとおりで、4 月以降にも集団接種、予定はしております。

すので、その部分については当初予算のほうで計上させていただく予定としております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

1点だけ、今回の15号補正で、昨日から須賀利から始まって御苦労いただいたんですけれども、これで年度中の3回目のワクチン接種者の人数というのはいかほどになりますか、参考までに、もし分かっていたら。

○山口福祉保健課長 年度中は、約9,000名ほど3回目接種を終わる予定としております。

○南委員長 結構おるね。分かりました。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、福祉保健課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

報告はありますか。

その他のワクチン接種の日程の報告をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 続きまして、議案に関する補正予算に関連して、新型コロナワクチン追加接種につきまして御報告いたします。

これまで、医療従事者及び高齢者施設等入所者、また、初回接種を昨年6月、7月に接種を完了した方の追加接種の日程につきましては既に御報告いたしておりますが、今回8月に接種を完了した方の日程や、5歳から11歳までのワクチン接種の内容等について御報告いたします。

資料に基づき、担当係長から御説明いたします。通知いたします。

○東福祉保健課係長 それでは、資料1、新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る接種体制について御説明いたします。

接種体制につきましては、国が示しております初回接種から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する考え方によりまして、既に2月より65歳以上の方につきましては2回目接種完了後7か月以上の接種間隔で実施しておりますが、3月以降は、接種間隔をさらに6か月以上に短縮し、また、64歳以下の方につきましても3月以降は2回目接種完了後7か月以上に短縮し、ワクチンの供給量に応じ順次接種を開始いたします。

また、速やかに接種を行う観点から、国からは各自治体のワクチンの量等に準

じ、64歳以下の方についても前倒しを行うことも検討されたいとの通知がありましたことから、今後のワクチンの確保や接種体制などの状況を踏まえまして、社会的機能を維持するために特に優先すべき職種の従事者については、随時接種を早めることも行っていきたいと考えております。

続きまして、3月の集団接種における対象者におきましては、65歳以上及び7か月を経過した64歳以下の方を含め約2,800人で、接種券の発送は2月中旬を予定しております。日程といたしましては、輪内中学において3月12日、市民文化会館が3月13、19、20となっておりまして、3月20日以降につきましてはワクチンの供給量に応じ順次実施いたします。

今回使用するワクチンは、武田・モデルナ社製ワクチンでございます。

なお、迅速に追加接種を進める観点におきまして、本市に入荷したワクチンの種類と量に応じ順次接種を御案内させていただいておりますが、使用するワクチンにつきましては個別の通知によりまして、安全性や効果などを記載された厚生労働省からのチラシを同封いたしまして市民の皆様には御説明をさせていただいております。

続きまして、5歳から11歳の初回接種に係る接種計画でございます。

早ければ3月から希望する方々に接種できる体制を目指しておりまして、接種体制は個別に丁寧な対応が可能である個別接種にて実施いたします。対象者は約650人で、接種券の発送は2月下旬を予定しております。使用するワクチンは小児用のファイザー社ワクチンでございます。

資料の説明は以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの担当からの説明について、御質疑のある方、御発言を。

○村田委員 関連してちょっとお伺いしたいんですが、今予定を聞いたわけなんですけど、肝腎のワクチンの供給、きちとなされるのかなという、ちょっと不安があるんですけども、その辺の見通しといいますか、その辺はいかがでしょうかね。

○山口福祉保健課長 今回報告させていただいた3月12日から20日までの、この日程につきましては、既にもうワクチンが確保できた部分でございます。これ以降のワクチンについてはまだ未定な部分がございますけれども、今のところ、我々が計画しているところのワクチンというのは入ってきている状況でございますので、今後も国のワクチン供給については注視して、接種計画を見直すなり早める

なりしていきたいと考えております。

○村田委員　　3月20日以降、これは入ってくる見込みだという状況なんですけれども、果たしてそれが本当に入荷できるのかな、どうかなということが少し心配されますね。それと、ファイザー社とモデルナ、2種類ありますよね。これが全国的にいろいろ問題になってきておりますよね。その辺のところは担当としてどう取り扱っていくのか御教示願いたいと思います。

○山口福祉保健課長　　ワクチンの種類、今言われたファイザー社製とモデルナ社製なんですけれども、係長のほうからも説明させていただいたように、個別通知の中に厚生労働省が紹介しています、3回目ワクチンについてということで、3回目の接種の安全性と効果で、ファイザー社製、モデルナ社製のそれぞれの安全性について、どういった症状があって、ファイザー社製としてはどういう症状が出るか、またモデルナについてはこういった症状が出る、そこにそれほどの差がないような数値が見受けられます。

また、効果、ワクチンの抗体についても、ファイザーとモデルナ、交差接種と言われる1回目、2回目でファイザーを打った方がモデルナを打った場合はどうか、効果は下がってはいないのかというようなところも、このチラシによって周知することとしておりますので、担当課としては、ファイザー、モデルナ、それほど遜色がないものかなとは思っております。

使用するワクチンにつきましては、国からの供給の順に応じて順次御紹介させていただいております。これは早期にワクチンを接種していただけるように順次国からの供給によって紹介させていただいているような状況でございます。

以上です。

○村田委員　　それはよく分かるんですけど、全国的にというか、この地方でもそうなんだろうけれども、途中からワクチンの種類を変えるということに大変な戸惑いがあるんですね。依然として初めに接種をしたワクチンで続けていただきたいという方がたくさんおられます。そうすると、いや、私はファイザーじゃなきゃ嫌だよという人が例えば増えたとしたら、果たしてワクチンの供給量がどうなんかなという一つの心配、それと、先ほど課長が申されましたけれども、その辺のところの違いと、全然違うないんですよということをやはり市民の人にもっと知らしめる必要があると思うんですね。いわゆる今までの概念で捉えておりますから、そうじゃないんですという説得、その辺は担当として十分考えてもらわなければならないと思うんですが、その辺もいかがですか。

○山口福祉保健課長 どうしてもファイザーがいいと言われる方等もみえるかもしれませんが。実際、ワクチンの供給については、モデルナ、ファイザーともに、もう国からこれだけという形で入ってきますので、各自治体からファイザー社製を多く欲しいというような要望を聞いていただけるような今状況ではございません。仮に、ファイザーでないという方がもしみえましたら、そこはこちらのほうも調整はさせていただくつもりではおりますけれども、いかんせん数が限られておりますので早急に打つことが可能ではなくなって、後に回ってしまう可能性もありますし、そういった方がかなり多くなれば、当然ワクチンの量が足らなくなるといったこともございますので、速やかに、担当課としてはワクチンを接種していただきたい思いから、御案内させていただいたワクチンでお願いしたいなというところはございます。

あと、広報等につきましては、先ほど個別通知で個々の通知を入れさせていただいておるんですけれども、今後、ホームページとか広報紙等々いろんなところで広報して安全性や効果については周知していきたいと考えております。

○仲委員 今後もワクチンが随時入荷されるということでございますが、これまで安全に保管をされたということで認識をしておるんですけど、ワクチンが随時市に、もしくは保健所に入荷されたときの保管状況とか、さらに、集団接種の場合、どういうふうな安全対策の中で集団接種会場に運ばれて、どのように扱われているか、ちょっと説明できる範囲で説明いただきたいんですけど。

○東福祉保健課係長 ワクチンを保管いたします冷凍庫につきましては国から支給されておりますファイザー社製のもの、モデルナ社製のもの、温度が違いますので、それぞれ支給されておまして、福祉保健センター内で自家発電の電源の下、管理をしております。

また、冷蔵庫、溶かした後は冷蔵庫で1か月程度の保管ができますが、それにつきましても福祉保健センターは完備しておりますので、そこで温度管理も十分含めまして管理をしております。

また、接種会場における温度管理等も含めたワクチンの管理につきましても、薬剤師、医師等の指示も含めまして冷蔵庫も接種会場には持ち込んでおりますので、レンタルした冷蔵庫の中で管理して実施をしております。

以上です。

○仲委員 先ほどの予算の中で、報償費、薬剤師に239万7,000円が計上されておるんですけど、これは主に接種会場でのワクチンを注射器へ挿入するとかそ

ういう役割の業務ということで理解してよろしいですか。

○山口福祉保健課長 そのとおりでございます。ワクチンを注射器に充填していただく役目を薬剤師の方には担っていただいております。

○仲委員 最後に。

今回5歳から11歳に係る接種計画が示されたんですけど、ちまたでは5歳から11歳についてワクチンの量が加減されるというようなことに報道されておるんですけど、そこらの説明をちょっといただきたいんですけど。

○東福祉保健課係長 5歳から11歳のワクチンにつきましては、今12歳以上で使っているワクチンとは別のものになります。そもそも製品が違いまして、小児用のワクチン、開発された、承認された小児用のワクチンを使用して実施するという形になっております。ですので、大人用を薄めるとか量を減らすではなくて、小児用と、単独の別のものを使用いたします。

○濱中委員 先ほどの村田委員の質問と関連なんですけれども、ワクチンの会社の違いについてのアウトプットは説明で理解できました。いろんな媒体を使って皆さんに御理解を求めるといことなんなんですけれども、やはりどうしても詳細にという方に関して、窓口対応ができる余裕があるのか、相談体制として。そういったあたり、どこでそれに対応するのかというあたりが御案内できるようでしたらお願いしたいんですけれども。

○東福祉保健課係長 交互相種につきましては確かに御不安をいただいている方がいらっしゃいます。今ワクチンの相談窓口としましては、初回接種実施時から福祉保健センター2階の福祉保健課のほうで対応させていただいておりますので、それにつきましてもまた改めて周知させていただくとともに、今現在対応しておりますので、そのように実施していきたいと思っております。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 特にワクチン接種につきましては、この近辺でもかなり患者が増えてきたようでございますので、お互いが十分気をつけて接種会場も万全を図っていただくようよろしくお願いをいたします。

それでは、福祉保健課の審査を終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に、商工観光に入る前に、まず、政策調整課長のほうからコロナ予算の全体説明をしていただきます。よろしくお願いします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決に関して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の進捗について、政策調整課より御説明をさせていただきます。委員会資料を通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

お手元にございます、めくっていただきますと、以前、行政常任委員会のときに、現状の進捗状況を御説明申し上げました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分の進捗でございます。

前回、上の段の欄の余剰金という欄に余剰金が見込まれることから、現在認めていただいている事業を推進することはもちろんのこと、さらに新たな事業を起こして、有効にこの交付金を活用することを目指して事業を組み立てさせていただきました。

後ほど商工観光課が御説明します三つの事業、プラス総合病院が既存の予算で対応するものについてこの表に基づいて御説明申し上げます。

今回、余剰額を解消する対象として下段を御覧ください。

商工観光課の尾鷲よいとこスタンプ会事業補助金の追加分が43万5,000円、同じく商工観光課の尾鷲市地域経済応援支援金10月分が250万円、同じく商工観光課の尾鷲市酒類販売事業者等支援金（8・9月分）が160万円、これが今回補正予算に計上させていただいております。

別に、総合病院が尾鷲総合病院感染症対策設備整備事業といたしまして、これは一般会計から尾鷲総合病院の特別会計に繰り出すものでございますが、330万円を予定しております。

内容につきましては、いわゆるサーモカメラや、いわゆる空気清浄機などの感染症対策の用品を買う予定でございます。これによりまして交付限度額が2,836万5,000円に対し見込額を3,001万2,294円とし、一般財源の負担を164万7,294円として交付金を有効に活用とする事業を御提案するものでございます。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの政策調整課長の説明に基づきまして商工観光課の議案に関わる説明をお願いいたします。

○森本商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決についてのうち、商工観光課に係る補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書及び予算説明書の12ページ、13ページのほうを御覧ください。

歳出でございます。6款商工費、1項商工費、2目商工振興費につきましては、補正前の額2億4,420万2,000円、補正額453万5,000円を増額し、2億4,873万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、18節負担金、補助金及び交付金として尾鷲よいとこスタンプ会補助金43万5,000円、尾鷲市酒類販売事業者等支援金160万円、尾鷲市地域経済応援支援金（10月分）250万円でございます。これら3事業に関しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となります。詳細につきまして資料のほうで御説明申し上げます。

資料1ページのほうを御覧ください。

尾鷲よいとこスタンプ会補助金でございます。

本補助金は、令和3年第3回臨時会で御承認いただきました補助金につきまして、実績が予定を上回ったことから実績値に合わせ、増加分を追加補助とさせていただきます、交付しようとするものでございます。

本補助金は、本市が実施する地域振興券及びプレミアム付商品券事業期間に合わせて、尾鷲よいとこスタンプ会が市内消費活動の活性化を目的に、同期間中にポイント2倍事業を実施された者に対して補助金を交付するものでございます。

当初は150万円のスタンプの売上げを想定し、75万円の補助金を予算計上させていただいたところでございますが、実績が236万8,024円でありましたことから、その額、補助金額の差額として43万5,000円を計上するものでございます。

今後におきましても、尾鷲よいとこスタンプ会の事業と連携するといった地域経済の活性化に向けての取組に進めたいと考えております。

次に、尾鷲市酒類販売事業者等支援金でございます。2ページのほうを御覧ください。

本事業は、三重県まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発出時に、時短営業などによりお酒などの販売に影響を受けた酒類販売事業者等に対して、県が支援する三重県酒類販売事業者等支援金（8月・9月分）を交付した場合、尾鷲市として同額を上乗せ給付いたしまして、事業の継続等について支援を実施するというもので

ございます。

本事業を実施するに当たり、現状について関係機関等から聞き取りを行いまして、大きな影響を受けている状況や他市町の交付状況等を調査した結果、今回の補正予算として計上させていただいたものでございます。

次ページを御覧ください。

こちらのほうは県の事業詳細をおつけしております。

対象月は8月、9月で、支給金額は中小法人、個人事業者等で差があり、前年もしくは前々年の同月の売上げで比較した減少率により表のとおり交付されるというものでございます。

続きまして、尾鷲市地域経済応援支援金（10月分）を説明申し上げます。

本事業は、臨時会において御承認いただきました尾鷲市地域経済応援支援金8月・9月分に加えまして、県が事業化いたしました三重県地域経済応援支援金10月分の交付を受けた事業者に対しまして、本市も尾鷲市地域経済応援支援金10月分として同額を上乗せ給付しようとするものでございます。

次ページのほうを御覧ください。

県の事業詳細をおつけしております。

県の事業の対象事業者は表のとおりとなっております、前年もしくは前々年の売上げと比較して30%以上減少している事業者となっております。給付金額といたしましては、要件はあるものの中小法人等10万円、個人事業者等5万円となっております。

補正予算の事業説明は以上でございますが、これらの事業の提出期限につきまして御報告を申し上げます。

さきに事業実施いたしております尾鷲市地域経済応援支援金8月・9月分及び尾鷲市あんしんみえリア取得推進応援支援金に関しましては、申請書の提出期限を1月31日及び2月28日までとしておりましたけれども、認定作業に日数を要することから、今回補正計上いたしました事業と同じく、来月の3月18日まで延長させていただきたいと考えています。この期限を過ぎますと支給対象外となってしまいますので、対象事業者の皆様にはお忘れなく御申請いただきたくお願い申し上げます。

また、三重県地域経済応援支援金8月・9月・10月分に関しまして県と協議いたしました結果、交付対象事業者の一覧をいただくことが難しく、本市の支援金未支給事業者を把握することができておりません。今後様々な媒体で徹底した周知を

図る予定でございますが、交付対象事業者皆様におかれましてはできるだけ早く御申請をいただきたくお願い申し上げるところでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございます。

ただいまの説明に御質疑のある方、御発言をお願いします。

○小川委員 尾鷲市地域経済応援支援金250万、挙がっておりますけれども、この積算根拠というのは、やはり8月、9月に合わせているのかどうか、その積算根拠をできれば教えてください。

○森本商工観光課長 今回、250万円の計上させていただいた10月分のものでございますが、実績として36件のほうを県のほうから聞き取っておるところでございます。実績額もこれに当てはまるような形で計上させていただいたところでございます。

○小川委員 三重県のほうの地域支援金、この審査において不備が相当あるみたいで追加されるケースがあるみたいなんですけど、この8月・9月分に対しても3月まで延長されましたけれども、それで大丈夫なんでしょうか。

○森本商工観光課長 私どものほうで県のほうに聞き取りいたしまして、現在8月・9月分に関しましては74件のほうの実績があるというふうな形で聞き取っているところでございます。未審査の部分もございますけれども、この中ではまっているような状況というふうに認識しておりまして、認定されましたら漏れなく支給できるような状況で予算計上させていただいているところでございます。

○小川委員 それと、予算書には載っていないんですが、国の事業なので。持続化給付金の第2弾として出ましたよね、1月の末に、事業復活支援金。個人事業者は50万でしたかね。あと、法人では最大250万、そちらのほうは今大事なんじゃないかと思うんですけど、その周知とかそれはどうされるのか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 御質問がありました事業復活支援金でございますが、1月31日から受付を開始されておりまして、給付対象におきましては、中小法人、個人事業者が対象となっております。

また、その要件ですけれども、コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者様が、昨年11月から3月までのいずれかの月の売上高が2018年の11月から2021年の3月までの同じ月の売上高と比較いたしまして、30%以上減少してお

る場合に給付されるというものでございます。

個人事業主におきましては、30%から50%未満の事業であれば30万円、50%以上減少しておれば50万円を給付されるというものでございますので、恐らくこの地域におきましてもそういった事業者様、たくさんおみえになると思いますので、私どもといたしましてもホームページ、ワンセグ、SNS等のできる限りの周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、申請期間のほうは5月31日までという長い期間となっておりますので、できるだけ多くの皆様にお届けしていただけるように努力してまいります。

○小川委員 ぜひ分かりやすく、打撃を受けている事業者さんというのは結構ありますので、これ、どの事業者さんもみんな使えるみたいなので、ぜひ周知のほうをしっかりとよろしく願いいたします。

以上です。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、商工観光のほうも審査を終了いたしたいと思います。

ここで10分間休憩します。

（休憩 午前11時15分）

（再開 午前11時25分）

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

3役の教育長にも入っていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速ですが、政策調整課より議案第2号、第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画についての説明を求めます。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

議案第2号、第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について御説明をさせていただきます。

委員長、御説明の方法ですが、まず、先月、答申をいただきました第8回審議会において御説明した内容をお伝えしてから総合計画全体の概要をお伝えする方法でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○南委員長 そのようにお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 それでは、1月28日に行われました最終の第8回総合計

画の審議会における事務局からの変更点、また委員からの御質問について概略を申し添えます。

主な修正箇所といたしましては67ページを御覧ください。67ページを通知させていただきます。

67ページから始まる第4部、基本計画全体に及ぶことなんですけど、施策分野2-6から3-5の関連計画の中に昨年11月に策定いたしました関連計画として、尾鷲市港まちづくりビジョンを追記させていただきました。これにつきましては、先月19日に尾鷲商工会議所が中心となり、尾鷲港振興会が設立されていること、今後、本市が一緒になって取組を進めていくに当たり、防災や農業、林業、水産、商工、観光プロモーションなどの分野において、重要なビジョンであることから関連計画として追記させていただいた旨を御説明させていただきました。

次に、132ページを御覧ください。通知いたします。

132ページにございます4-3、スポーツのところでございます。その主要施策の④のタイトルに、以前は地域活性化という文言が入っておりました。これにつきましては、地域活性化という言葉が幅広い概念であり、本市の様々な取組が地域活性化につながるものであるという理由から、主要施策のタイトルからは活性化という文言がここに必要かどうかという議論の末、削除しております。

また、④スポーツを通じた交流の促進の黒丸二つ目の記述の中に、「おわせSEAモデル構想のスポーツ振興ゾーンなどの新たな施設の活用や」とございましたが、上のほうにあります現状と課題の黒丸の6点目の表現との統一を図るため、「の新たな施設」というところを外したらどうかという御意見があつて削除いたしております。

その他は前回に引き続き、可能な限り西暦、和暦の統一を行うこと、誤字脱字の修正、加えて、御覧いただいて分かるように、市内小学校102名の児童から提供いただきました、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」をテーマとした絵画作品の掲載をさせていただいております。

また、市長挨拶の掲載などを新しくしたことをお伝えいたしました。

なお、当日の審議会では、答申、この後説明しますが、いただいた後に誤字脱字については事務局での修正を御了承いただいていることを申し添えます。

次に、当日、審議会の委員の中で、御説明、答申に至るまで、委員から御質問や御意見があったことについて概略を申し上げます。

それにつきましては、委員の1人から、主に3名の方が御質問をされた概略です

けど、委員の方の1人からは、69ページのSDGsの修正のところに、いわゆる目標とゴールという二つの記述があるけど、これをゴールというふうに修正した理由はということがまず1点ありました。

また、尾鷲港まちづくりビジョンが追加されたことの説明を求める御質問がございました。

3点目は、地盤の液状化に関連して、おわせSEAモデルを推進する三田火力発電所の跡地について、「進める」ならいいけど、「推進する」ということはちょっと表現としてどうかという御質問があり、「推進する」という言葉を入れるならば、「安全安心な場所に」という追記をすべきだという御意見がございました。

この委員の御質問に対しましては、事務局としましては、以前からパブリックコメントでお伝えしていることも御説明の上、SDGsにつきましては、いわゆるサステナブル・ディベロップメント・ゴールズというところの説明で、ゴールというふうに統一したことの旨を御説明いたしました。

港まちづくりビジョンにつきましては、先ほど申し上げました今般の動きと今後の修正、動きも含めて御説明申し上げます。

あと、安全対策につきましては確かにこの「安全安心な場所に」という言葉を書かなければ、SEAモデルが表現できないかということも、会長をはじめ諮っていただきまして、それは基本的な考えであろうということから御納得いただきました。

また、この委員からのまた次の言葉で、この跡地を進めることは重要なことで賛成するのだが、やはり安全をよろしくお願いしたいという言葉で締めりました。

次の委員からの御質問が、いわゆるこの計画の進め方に当たって、過去の総合計画ごとに様々な事業が行われてきたが、計画案の中身は皆さん熱心に協議をしていただき、いいものができたと評価をいただきましたが、具体的に進めていくには過去の経験をぜひ生かして、いわゆる整合性を取りながら進めてほしいという御意見がございました。それは事務局として受け止めて進めるというお答えをしました。

あと最後、3点目は、委員の1人からは、いわゆる今後、この総合計画を見ていただくに当たって、見ていただきたいサイトのURLが書いてあるんですが、QRコードも併せて表現したらどうかという御提案がありました。事務局としては多岐にわたるQRコードがちょっと煩雑になることも踏まえて、可能ならば対応するけど、現状ではちょっと対応が難しいという旨を御説明して了承いただきました。

そういうことも踏まえまして、当日の意見は岩崎会長からの答申を結びとして進

めさせていただきました。

最後に、岩崎会長からは、今日出た意見も踏まえて、特に修正点は、いわゆる当日修正したものではなく、答申案を整理した後、後ほど御説明申し上げますが、答申書として御提出いただいた次第でございます。

1月28日の運びは以上でございます。

続きまして、総合計画全般について御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

ちょっと参考を見ながらですので、基本計画書の2ページを御覧ください。

ここに総合計画の位置づけを書かせていただいております。というのは、総合計画とは、自治体運営の基本的な指針として、まちのあらゆる計画や施策の基礎となり、まちの将来像とその実現に向けた施策を示すものです。

尾鷲市では、昭和45年度に第一次総合計画を策定して以来、6回にわたり計画を策定し、今回の第7次総合計画に結びついております。

特に今回の特徴としましては、急速な人口減少・少子高齢化をはじめとした人口問題、大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行などの社会問題を背景とし、また、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現を目指す、SDGsですね。また、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量ゼロ、「実質0」を目指す脱炭素、このようなことを踏まえて地域社会を取り巻く環境の変化に対応するための背景がございます。それを含めて第7次策定に至っております。

なお、第7次総合計画の基本構想及び基本計画は、尾鷲市議会基本条例第9条において議会の議決事項となっております。

続きまして、7ページに総合計画の仕組みを御説明申し上げます。7ページを御覧ください。

総合計画の構成と計画期間を再度申し上げます。

今回、基本構想というのが総合計画の最上位にございまして、長期的な展望に立って総合的かつ計画的な行政運営を行う指針であり、尾鷲市の将来像を描くためのまちの将来像とまちづくりの理念として示すものでございます。これは10年間定めるものでございます。

今回、基本計画につきましては、基本構想で定めたまちの将来像とまちづくりの理念を実現するため、基本目標に基づき、必要な施策を体系的かつ具体的な事業計画として明らかにするもの、今回御提案しているのは前期基本計画の令和4年度か

ら令和８年度分でございます。これを御承認いただいた後、実施計画という実際のお仕事をする予算にひもづいた事業に関わってくるわけでございます。

実施計画は、基本計画に定めた施策、事業を財政的な裏付けをもって計画的に実施することを目的とし、毎年度の予算編成等の指針とするものでございます。施策の目標を達成するために、ＰＤＣＡサイクルを通じて、新規事業の追加・事業の組み替え・見直しを行い、適切な進行管理を行います。ですので、実施計画をするためには、基本計画が必要であり、基本計画の考えの基となる基本構想が必要という総合計画の構成でございます。

続きまして、飛びまして２６、２７ページを御覧ください。

ここでは、３５名の審議会委員が、今回は８回の審議会、３回の部会、一昨年の８月から、市長に諮問を受けてから度重なる議論をいただきましたが、その出発点となる主に議論をいただいたところを中心に御説明申し上げます。

この２６、２７ページにございますように、まちづくりの基本目標、計画の体系をつくることから話が始まっております。

今回、まちづくりの計画の体系を進めるに当たり、何がまちづくりの課題かというところを皆さんで話し合った結果、まずは人口減少への対応と地域を担う次世代の育成、次に、産業の活性化とまちの魅力の向上による経済の再生、最後に、持続可能な行財政運営と、地域コミュニティの再生・強化、これがないと次のまちづくりは解決すべき課題としてこの三つを共有いたしました。この課題を解決して将来像を描いていくための理念として、尾鷲市民憲章を永遠の理念と位置づけております。

尾鷲市民憲章とは、「一、郷土を愛し、清潔でみどり豊かなまちをつくりましょう。一、人と人とのつながりを大切にし、思いやりのある住みよいまちをつくりましょう。未来を担う子らを健やかに育て、夢と希望あふれるまちをつくりましょう。伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくりましょう。産業を育て、活気あふれるまちをつくりましょう。」、この五つの構成から成る尾鷲市民憲章を理念とし、次にはこれから１０年間のまちづくりの重要かつ横断的な視点、これをみんなで協議いたしました。

その中では、やはり地域強靱化、ＳＤＧｓ、関係人口の増加、次世代を見据えたＳｏｃｉｅｔｙ５．０、地域コミュニティ、脱炭素社会、持続可能な行財政運営、この七つの視点から次の１０年間を描くことを合意いたしました。

その結果、まちの将来像として、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」

という将来像を掲げ、これを実現するための基本目標を五つ定めております。

「１、安心して生み・育み・暮らせるまちを創る」、「２、安全で快適に暮らせるまちを創る」、「３、人々が集い、活力溢れるまちを創る」、「４、郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」、「５、健全で次世代に繋ぐまちを創る」、この五つの基本目標が、いわゆる「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」というものと合わせて基本構想というものです。

右の２７ページに、右横に基本構想はここからここまでですという表現をしておりますが、まちの将来像とまちづくりの基本目標までが基本構想、この基本目標に基づく１１の政策、これがいわゆる基本計画をなすものでございます。

今回、３５名の審議委員の皆様には、この基本目標に基づく政策を議論していただくために五つの部会に分かれていただきました。それで合計３回の議論をしながら政策に基づく施策、これを一つ一つ積み上げていきました。

五つの基本目標、１１の政策に基づく施策について活発な議論をいただいた結果、７７ページから１５２ページにわたる各いわゆる施策を御議論いただいた次第が、審議委員さんの活発な議論が行われたメインのところでございます。

次に、審議委員による審議の過程について概略を御説明申し上げます。

ちょっと飛びますが、１９２、１９３ページを御覧ください。

総合計画の策定の経緯でございます。

先ほど申し上げました７７ページから１５２ページにわたる施策をつくり上げるまでに、これらのことを実施いただきました。

まず、令和２年８月１８日に第１回審議会で、いわゆる審議会委員の会長・副会長の選任に始まり、市長からの諮問、いわゆる今後のスケジュールを示しながら令和２年９月には総合計画策定に関するアンケート調査、令和２年９月１４日には高校生ヒアリングをはじめ庁内ワーキンググループ、随時、尾鷲市議会行政常任委員会にも報告をさせていただきながら進めてまいりました。定期的に審議会を重ね、先ほど第３回の部会の開催も含めまして、１９３ページになりますが、昨年１２月からパブリックコメントを実施し、１月２８日に第８回審議会を経て答申をいただいたという流れでございます。

合計１１回会合を開かせていただき、審議会の皆様には大変お世話になってありがとうございます。

最後、ちょっと流れとした話から、総合計画の審議会からいただいた答申が１９４ページ、１９５ページにございます。これにつきまして説明をさせていただきます。

す。これは、第8回審議会で皆さんの総意として会長が意見を取りまとめ、最終合意として出された答申書でございます。岩崎会長からの提言として市長に答申された内容をちょっと紹介させていただきます。

当審議会は、令和2年8月18日に令和4年度からを計画期間とする第7次尾鷲市総合計画について市長から諮問を受け、審議会において審議を重ねるとともに、専門的事項について調査及び審議をするため、まちづくりの基本目標に合わせ、第1部会（安心して生み・育て・暮らせるまちを創る）、第2部会（安全で快適に暮らせるまちを創る）、第3部会（人々が集い、活気あふれるまちを創る）、第4部会（郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る）、第5部会（健全で次世代に繋ぐまちを創る）の5部会を設置し、慎重に審議を重ねてきました。

審議においては、国内の社会経済動向や尾鷲市の現状、市民アンケートなどの市民からの意見などを踏まえ、また、これから10年間のまちづくりにおいて非常に重要かつ横断的な視点も考慮しながら、総合計画の構成や基本構想に掲げるべき事項について慎重かつ活発に議論を進めてきました。

また、基本構想を実現するための政策やそれに基づく施策を示した基本計画では、施策分野のあり方や取り組みの方向性などについて、各部会において慎重かつ活発に議論を進めてきました。

その結果、諮問された「第7次尾鷲市総合計画（案）」については、市当局より示された策定基本方針に基づき、策定に見える化を図り、実現性・実効性を確保した計画であり、また、市民参加によるわかりやすい計画づくりに努めた計画となっていることから、計画推進における留意事項を付し、妥当であると判断します。

なお、総合計画は、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向けた市民への公約であり、本計画に掲げる諸施策が具体的に実現されることが重要であることから、市民をはじめ多様な主体との協働を図りながら、積極的に取り組むことを求めます。そして、計画推進における留意事項が付されております。

人口減少や高齢化の進展は、日本全体でさらに加速化しており、尾鷲市においても将来人口の見通しで示されたとおり、前計画期間では歯止めがかかっていない状況である。

本計画では、各施策分野においてなお一層の取り組みを推進することはもちろんであるが、「おわせSEAモデル構想」の実現を通して、新たな働く場・中心市街地の魅力の創出を通じて、人口減少のスピードを緩め、さらに、高校生のヒアリン

グ結果でもあったように、若者を留めることに特に用いるべきである。

しかし、その一方で、尾鷲市全体は、１９６０年以降、人口減少が続いている状況であり、その意味では、人口減少・高齢化の先進地として、その経験から生まれた知見、例えば、地域の互助意識や「もてなしのこころ」は、ソフトなまちづくりとして今後も維持し、さらには発展させるように努める必要がある。

また、本計画は、「国土強靱化地域計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定しており、このことは、尾鷲市にとっての喫緊の課題を明らかにし、その取り組み姿勢を全国にアピールするものであることから、市民はもとより、多様な主体との連携を図りながら積極的に取り組んでももらいたい。

更には、今般の新型コロナウイルス感染症拡大などにより、社会経済情勢の先行きが不透明な中で、本計画に基づく諸施策を推進していくためには、市は変わりゆく状況変化に柔軟に対応した行財政運営を進めることにより、歩みを止めることなく適宜適切に取り組んでももらいたい。という答申をいただきました。そういう流れの中で、今日の答申案を議案上程に至った次第でございます。そういう中から、今概略を御説明したことを申し添えて、説明とさせていただきたいと思います。

議案につきましては十分に御審議いただき、御承認賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございました。

それでは、ここで昼食のため、休憩をいたします。

午後は１時１０分から開催をいたします。

（休憩 午前１１時４７分）

（再開 午後 １時０９分）

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

午前中は、第７次尾鷲市総合計画の基本計画についての答申に基づいた概略説明をしていただきましたので、審査の時間に入りたいと思います。

○濱中委員 では、細部というよりは全体のこの総合計画について、市長の思いというものをもう一度再確認させていただきたいんですけれども、先ほどの説明の中で、令和２年８月に諮問を出されたと。その後、私たちは改選がございましたから、恐らくそこで市長は信任を得られてここにおられるということは、市長の方向性とか目指すところに関しては、市民の皆様からある程度の信任をいただいたのか

なって、その結果でというふうには理解をしております。

実は、この総合計画を議決するということに当たって、いろいろ調べてみましたところが、昨年度末に、今年度から始まる岐阜県的美濃市の6次総合計画の議決がございました。そのときに、美濃市長はこれが否決されたら議会解散をするという言葉が出ておりました。恐らくいろいろ紛糾したんだと思います。

10年ほど前には、埼玉県の前橋市で、実際に総合計画が否決をされたときには、そのときには、市長は私に対する不信任であるという、そういった言葉も残っております。それぐらい総合計画の議決というものは重たいものであると、そういった理解をしているんですけども、市長はここにこの総合計画を議案として出されるに当たって、やはり市長の目指すところへの思いであるとか、そういったあたりの強い気持ちがなければ、この議案提案というのはいかなるものなのかなというふうに感じましたものですから、これに関して、再度市長の議案提出に当たっての気持ちをお尋ねしたいと思います。

○加藤市長　委員御指摘のとおり、第7次の総合計画を実施するに当たって、キックオフというのですか、令和2年の8月に第1回の審議会を開催された。これは市長としての私が諮問したわけなので、こういう形で皆さん方に御審議いただきたいという。その内容については、これはもう当初から、おっしゃるように、私は令和3年の6月に市長として再選されました。そういった中で、今後2期目を目指す中で、やはり尾鷲市としてはこうあるべきでありたい夢を構想に、構想を具体的に、要するに、計画に立って、計画をいろんな施策に結びつけながら実行計画を行うと。これが要するに、これから行う10年じゃないかと。

その前の背景として、これは皆さん方御承知のとおりだと思うのですが、少子高齢化に伴う人口減少というのは尾鷲市は非常に激しいと。毎年毎年350人から400人ぐらい人口が減っている、そういった中で、要するに、正直に言って人口統計の中でもずっと、あと15年先には1万人を割るんじゃないかと。そんな状況の中で、尾鷲市というのは、やはり復活というんですか、やはりこれを、尾鷲市を維持、継続して発展させるためには何が必要なのかというのを盛り込んだのが、私はこの第7次の総合計画、この話だと私は認識しております。そのためにも、私は今後の尾鷲市を考えた場合には、どうしてもやっぱりこの総合計画をぜひ、答申が出されましたので、今日議会のほうに議案として提出させていただいたわけなんですけれども、そういう中で、議員の皆様の御理解と御協力をぜひお願いしたいと、このように思っております。

○濱中委員　　すみません、解散やの不信やのという物騒な言葉を使いましたけれども、それぐらいの重みのあるものであるということを私らも重々認識せなあかんのかなという気持ちもありましたし、実際やはり解散を経験した議員であるということからも、もうこういった紛糾は市民に一番迷惑をかけるんやということも実際経験しております。どうか、本当に一つの方向を向いて実行できる計画であることを確認して、今後の採決に臨みたいと思いますので、市長のほうも、どうか、その辺りをきちんと御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○西川委員　　今、濱中委員が言われたように非常に大事な案件ですよ、これ。今回で決まってしまうということは。

じゃ、そういう大事な案件が決まってしまう、こういう書類、資料をなぜもっと前からもらえないんですか、これ。1週間そこらで全てチェックできるものじゃないんですけど。前から言っていますよ、僕、資料は、前日ではなくもっと前に出してくれということは。これで決めるんですよ。

○三鬼政策調整課長　　御指摘の点にお答え申し上げます。

今回、総合計画、随時議会にもお示ししながら、審議会委員の答申を経てお示しをしております。そういう中で、体系的にもいろんな面も、随時変更点も申し上げながら、確かに委員の皆様のお手元に届くまでに、過去の資料もございました。それとの変更点も今日申し述べたとおりでございますので、そういう中で、争点というかポイントとなるところはいろんな形で議論、質問が出されて、それはお伝えしながら整理をしてきましたので、いわゆるそういう面では、変更点も含めて議論の中で洗い出されておりますので、それは十分に御認識いただいた上で審議が進んでいるというふうに理解しております。

ですので、なかなか成果物として、早くお渡しいただきたいというのは、議会の進行上のことも含めて、その辺は私たちもできるだけ詳しく見ていただく時間があつたほうがよろしいのかなという思いはございますが、今までに説明してきたことも含めて、その辺は御理解いただきたいと思います。

○西川委員　　時間が短いと、チェックがやっぱり大事なものでしょう。それ、自分たちで言っているように。それ、チェックが全部きちっとできなんだものであれなのですけど、小原野の土地、この前公聴会で、ある議員さん、前議員さんが言っておった土地なんかは、10年間の計画には何も使われずにそのまま放置されるんですか。こんなのも記入されていないと思うんですけど。

○三鬼政策調整課長　　個々の施策につきましては、いろんなお考えやいろんな意

見があることは承知しております。

総合計画において、基本構想、基本計画、これを記入する上で、どこまで詳細にその事実を深めて記入するかということは、これまでも各委員さんの御意見もあったように、いわゆる確立されていないものや、そういうところについては、細心の注意を払って記入すべきであるとか、そういうところは私たちも心得ております。

ですので、今、委員がおっしゃられた、小原野の土地云々につきまして、防災的な位置づけが都市計画マスタープラン等であることは存じ上げておりますが、それも含めて、いわゆるこの総合計画という現在の形で、特に個別に記入するものではないかという審議会も含めた御意見は特にいただいておりませんので、それは今回には入っておりません。

○西川委員 じゃ、あそこ、津波浸水域に公共施設を造る、建設することになっての考え方なんですけど、国は自治体の事前復興計画策定を求めているけど、尾鷲市のほうはそういうのが記入はきちんとされていますか。

○三鬼政策調整課長 担当は防災危機管理課になりますので、私の知っている範囲でお答えしますと、基本的な防災についての記述は106ページから107ページにございます。

そういうところで、事前復興計画等も含めて、過去にいろんな一般質問等でも御指摘があったところがございますが、それについては、特に今後の課題として整理する中で地域防災計画であるとか、そういうところを進めていく上での議論の一つの争点にはなるとは思いますけど、今回の審議会の中では、そこまで書き込むところまでは議論は至っておりません。

○西川委員 じゃ、最後にちょっと聞かせてもらいますけど、釣り栈橋構想がぼしやりましたよね。じゃ、もう尾鷲ってSEAモデルって書かれているけど、SEAモデルなんてもう消えてなくなっておるんじゃないんですか、これ。まだこの10年の計画の中に書かれていますけど、そういうところをきちっと、まだ続けるんですか、これ、釣り栈橋。

○三鬼政策調整課長 ここに記入させていただいています、語句であります、おわせSEAモデル構想というものは、おわせSEAモデル構想のグランドデザインというものを描かせていただきました。そのときのいわゆるS、E、A、それぞれの施策の中には釣り栈橋構想というものがございます。議会にも度々御報告申し上げておりますが、釣り栈橋を実現するに当たっての尾鷲市のいわゆる守らなければいけない条件と、所有者である中部電力から示された条件に乖離があって合意に至

っていないことはもう既に通知のとおりです。ですので、今はその状態が続いていると御理解いただきたいと思います。

○西川委員 じゃ、もうできないってはっきり言ってはどうなんですか、これ。まだ中電は撤去の方向に向かっていますよ。予定表にも書かれていますし。じゃ、また新たに今度は尾鷲が新設するんですか、こういうことを。まさか釣り堤防なんてばかなこと言わないでくださいね。

○三鬼政策調整課長 定例会でも、市長から、中部電力からそういう撤去したいという通知があったという旨はお伝えしたとおりでございますが、それから特に私たちも度重なるＳＥＡモデル協議会における中部電力とのお話をしておりますが、それがこういう段階に来ているという進捗した状況ではなしに、中部電力が社としての意思を表示されたというところで、今はそういう状態でございます。

○西川委員 じゃ、まだ造る気でおるんですか。

○三鬼政策調整課長 造る造らないというか、釣り栈橋事業というのが実際に構想の中にございます。それをなし得る上で、いわゆる中部電力側が提示された条件と尾鷲市側が求める条件が乖離しているので、中部電力もこのままでは実現が難しいですねと言って、取り下げたいという意向がございました。それについては、私たちもそれをどう近づけるかという妙案といいますか、はっきりとした提案ができていないのも事実でございますので、するしないという議論を決定したわけではございませんが、今はその状態で、中部電力との関係はそのままということです。

○西川委員 できるものならやってみなと言いたいです。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 まず、ＳＥＡモデル構想の構想と計画についての違いを明確に教えていただきたいんですけれども。

○三鬼政策調整課長 今、委員がおっしゃられたことは過去にも何回か御説明させていただいたと思うのですが、中部電力跡地をどう活用していくかという、いわゆる地域活性化のために中部電力跡地をどうしていくかという議論が出発点であることは御存じだと思いますが、その中で、Ｓ、Ｅ、Ａ、市民サービス、エネルギー、エネルギーは再生可能エネルギーですけど、あと産業振興、アクア・アグリに代表される雇用を起こすという、このＳＥＡモデル構想につきましてはグランドデザインを策定したときに、幾つかの事業が示されていることは御存じだと思います。ですので、その構想を一つ一つ実現の可能性を追い求めて、今、ＳＥＡモデル協議会に、もちろん三重県や三重大学もオブザーバーとして参加しておりますが、そうい

う形で一つ一つ、いわゆる事業の可能性を詰めていっております。ですので、おわせ S E A モデル構想に基づく事業を今つくり上げているところで、S E A モデル計画をつくることを目的とはしておりませんということは御理解いただきたいと思います。そういう説明も含めて、S E A モデル構想と計画との区別を私たちはしております。

○中村委員　構想はただの考えですね。そして、協議会とは寄り集まって相談することであり、この一番上位である尾鷲市総合計画の中に、まだ何も決まっていなただの考え、それを協議会で協議している段階を何回もそれに基づいて書かれていますよね。

この総合計画は、国土強靱化に基づいてつくられるというのはよく分かるし、それは真っ当なやり方やと思うんですけども、この S E A モデル構想、これはもともと中電からの尾鷲市に導入する S E A モデルのスキームとして、尾鷲市に持ってこられたものですね。そして、その中身は、当初あったのは、野球場なんか全くどこにも入っていませんよね。それがころころ何回も中身が変わって、今、野球場がメインみたいに入ってきていますよね。そういうふうに、ころころころ中身の変わる実体のないものに基づいて、産業をすとか、この土地を活用すとか、そして、これは国土強靱化の最も大事な新しい公共物を造るときに、その公共物は避難所として使われるべきだということからも全く離れていますよね。これに 16 億かけて、そして、この中に書かれている、今、尾鷲は財政的にとっても大変な状況やというのも総合計画には書かれていますよね。将来、あと 5 年で幾ら足らんようになるとか水道代が上がるとか、いろいろなことが言われている中で、整合性が取れないという話を私は何回もしていると思うのですけれども、なぜこの整合性が取れないものをちりばめるのか、お答えいただけますか。

○三鬼政策調整課長　ちょっとおさらいさせてください。

総合計画は、今回議案として上げさせていただいたのは、基本構想、基本計画についてお諮りさせていただいております。その中で、先ほども総合計画のつくり方を御説明したときに、実施計画という項目がございまして、予算を伴う実施計画につきましては、いわゆる予算審議の中でいろいろと御議論いただくことが重要かと思っています。そういう中で整理をした上では、今回御提示しました総合計画における S E A モデルの記述は、構想を実現し、いわゆる新しい人の流れによって地域活性化を図るということを主眼に書かせていただいております。ですので、この事業をどうする、ああするという、そういう表現をさせていただいていることはございま

せんし、そもそもおわせ S E A モデル構想が何も実体のないものかのようにおっしゃられましたけど、これまで S E A モデル協議会として、設立以来、協議会に対する負担金という形で一般会計からも支出をしていただいております。そして、観光庁や環境省の支援もいただきながら、再生可能エネルギーを軸とした雇用の創出と、あと集客交流人口の拡大、これは脱炭素社会の今においては、いわゆる炭素をたくさん出していた火力発電所が、それが閉鎖し、脱炭素の動きを進める上で、再生可能エネルギーを軸とした事業を進めていくことは、国も注目していただいております。いろんなところでも取り上げられております。そのお金をかけた事業の中で、現実的には、今、中部電力がバイオマス発電を 2023 年度開始から計画しておりますし、太陽光発電も 2022 年度というふうに、そういうふうに進んでおります。そして、尾鷲市が絡んだ事業ですと、南部地域活性化基金、県の基金を活用しながら S E A モデルにおけるサウナプロジェクトであるとか、観光庁の資金を活用したいわゆる「C O C O R I S M × O W A S E」という旅行商品の開発とか、そういうところで一步一步、いわゆる中部電力跡地の撤去工事が終わったときにどのような動きができるのかということが、たくさん関係者にお集まりいただきながら議論をしているところですので、何も実体がなくて、それに対して総合計画で詳しく書いていることではないということは御理解いただきたいと思います。

○中村委員　　今言われた事業は全て民間ですよ。ソーラーであり、再生可能エネルギーであり、サウナであり、旅行であり。私が言いたいのは、公共と民間の事業、民設民営の事業と公共物を浸水域に立てる計画というのは全く別物なんです。それを S E A モデル構想という構想の名の下にごちゃ混ぜにして、さも公共の公金を民間と同レベルで同じように使おうとしているというそのスタンス、それでもって新たな拠点とかに書き込んでいくということ自体に問題を感じているんですけれども。

○三鬼政策調整課長　　私どもが S E A モデル構想を実現する協議会の中でも、いわゆる民間活力を導入した企業誘致、それに伴う雇用の創出、そういう産業を雇用の増加に伴って、最終的には尾鷲市に、税収にも増えてというところを願っているのは事実でございます。その中で、尾鷲市、中部電力、あと尾鷲商工会議所で構成している中では、それぞれの役割もございます。その中で公共事業だけが、例えば津波浸水域に好んで公共事業をすべきでないという意見は十分私たちも理解しております。今回の事業で皆さんが懸念されている津波浸水地域への野球場をはじめとするスポーツ関連の施設の建築も、ほかに適地が、私たちも探しましたが、ない状況

もございまして、中部電力の跡地がもともと津波浸水域を前提としていることから、津波浸水域ではあるが、安全対策を施した上であることをみんなの知恵を出し合いながらやっていこうというのがSEAモデルのコンセプトでございます。ですので、その辺で整合性をどこまで求めるかというのは非常に大事なことでとは思いますが、公共だから駄目、民間だからよいという、そういう端的なものではないと思いますので、その辺を知恵を出し合いながらしていくのが今回のSEAモデル協議会の役割だと思っています。

○中村委員　　今さっき西川委員が言われたように、1万坪の土地が小原野にあり、それが来年返ってくるのに、土地がないということ自体が非常におかしいですよ。そして、片や浸水域に公共施設を持っていくためにSEAモデル構想って何回も言っていて、そして、防災にも土地利用構想にも、尾鷲市が持つ1万坪の小原野は一切触れられていませんよね。これは個別ではないですよ。尾鷲の防災計画を立てるに当たり、町の再編成をするに当たり、1万坪の土地をどういうふうに今後活用していくのかというのは、この10年にとってすごく大事なことでと思うんですけども、それが土地利用構想にも書かれず、防災にも一言も書かれず、そしてこの野球場にも書かれず、これ、10年間の計画ですよ、来年の計画じゃないです。それについてどういうふうに考えられて、これをつくられたんですか。

○三鬼政策調整課長　　御指摘の小原野にある市有地は、私たちも以前にも何回か御説明申し上げましたが、野球場の適地としてできないかというところは十分検討させていただき、いわゆる形状として、ただ広さがあればよろしいというのではなく、それが収まるような形状かというところも非常に大事なところでございます。例えば、山を切り開いて民有地を買ってまでしたらできるんじゃないかという議論があるかもしれませんが、私たちは限られた時間の中で、いわゆるインフラ整備のことも含めて、費用対効果も考えて検討したときには、小原野は候補にはなり得ませんでした。ですので、それを例えばもともと防災のために、例えば大災害が発生したときのための土地であるとか、そういう議論をしていることは承知をしておりますが、それをこの総合計画の中でこの段階でどういうふうに活用するかということころまでは議論は煮詰まっておりますので、特に記載はしておらないというのが現実でございます。

○中村委員　　それを煮詰めるのが総合計画ですよ。そして今、形状が合わないとおっしゃいましたけれども、それでは、なぜ、広域ごみを小原野に持っていくことを考えられなかったんですか。形状でここにしか駄目ということ自体が非常にお

かしいんじゃないんですか。

○三鬼政策調整課長 申し訳ない、私はごみのくだりにはちょっと詳しくないので、的外れでしたら申し訳ないんですけど、いわゆる市有地として活用が可能な土地については、様々な事業をするときには全て検討するのが当然だと思っております。そういう中で、様々な課題を整理しながら事業というのを進めておりますので、今、委員がおっしゃられた、なぜ小原野がごみの予定地にならなかったかというのは、それぞれ議論した中でのいわゆる進行によるものだと私は理解しています。

○中村委員 その経過をどうして議会で知らせないんですか。これが開かれたあれですか。そうやから、なぜ、ここに行くまでにどういう議論がなされて、今回この総合計画をつくるまでに執行部の中でどういう議論がなされて、ただ紙ベースで2日前にこれをもって、はい、見ておいてください、はい、これです、それが開かれた情報公開による総合計画づくりですか。

○三鬼政策調整課長 私たちの努力が足りなければ申し訳ないと思いますが、今回、総合計画は、最初からいろんな形でオープンにして情報開示に努めてきたつもりでございます。ですので、こういうふうに、11回の審議会ごとにいろんな報告をしながら、議会にも6回ほど説明をさせていただいております。ある程度まとまったものはお手元に届いてからはある程度の時間があつたものと私は理解しており、細かく変わったところは、委員長にも御許可いただきながらいろいろ説明をさせていただきましたので、2日でと言われるのは、ちょっと発言の趣旨としては、少し私たちは以前からお示ししてあるということは理解いただきたいと思います。

○中村委員 これ、まず、6ページの策定に当たっては、第7次尾鷲市総合計画策定基本方針で示す次の三つの項目を基本的な考え方として、総合計画をまちづくりの進行管理ができる計画書として策定していますって書かれているんですよ。計画書というのは結果で出てくるこの冊子であって、この冊子を作るために総合計画がつくられるのではないので、この場合、計画として策定しますという文言であるべきなんですよ。最後の3番目に誰もが手にとって読んでいただける、じゃなくて、誰もが分かりやすい計画づくりを行っていきますでいいんですよ。そういう言葉のことも直さんまま結局つくられていくわけでしょう。

それで、7ページ、実施計画、PDCAサイクルを通じて新規事業の追加事業の組替え、見直しを行い、適切な進行管理を行います。これ、PDCAサイクルというのは、適切な進行管理のためのシステムやから、この書き方は馬から落ちて落馬してってなるんですよ。そういうふうなことを2日前に渡されて、これ、何回も同

じかもしれないんですけれども、2日前に渡されると、何が始まるかいうたら、私らはこういうところを毎回読み飛ばしてしまうのですよ。そうやから、読み飛ばさないようにしていただきたい。

それと、2日、議会のほうをずらしたらいいじゃないですか。例えば、私らは執行部の皆さんが仕事してないとか、仕事が遅いとか言っているつもりは全くありません。すごくよくやっただいていてと思っています。そうやけど、もし今日出来上がったんやったら、私らに見せて、1週間先に議会を開いてもらえばいいじゃないですか、別に日にちがあるんやから。

○三鬼政策調整課長　　今、6ページ、7ページで御指摘いただいたところは、私たちもその辺をどこまで詰めていくのかというのは、内部でも審議会でも議論になっておりません。確かに表現上、私たちが気づかずにこうしたほうがよいという意見については素直に受け止めたいと思いますが、今おっしゃられたところ、計画書は計画であるべきとか、いわゆるそういうつくりについては、総合計画をつくる上で、議論をしていく上で、それが妨げになるのかというと、私たちはそういう意識はございませんでしたので、認識不足としたら反省いたします。

○仲委員　　これまでの常任委員会での総合計画の審議については、一部の方から個別計画に視点が置かれた議論がやっぱり進んでおると思うんですわ。総合計画というのは、国保の事業の施設規模とかその事業予算については全く書かれていないんですね。それはあくまで基本構想、基本計画、実施計画、三角ピラミッドの中の一番底辺の実施計画の中で策定されるべきものであると。今回はそれは載っていません。総合計画の審議はあくまで、基本構想、基本計画の三角の頂点から基本計画までの間を審議するものであって、そういう記述にはなっています。

もう一点は、この7ページを見ていただきたいんですけど、これは、PDCAサイクルというのは指摘があって、ここへ、実施計画のところへ前回から書き込んでいます。今回初めて出てきたものでありません。そうだと思うのです、それは後で回答下さい。

それから、常任委員会は、令和2年8月19日から今日まで、計7回審議をされています。その都度、審議会でも審議された総務計画の内容をここで表して、それで審議して、意見があれば提出されて、その次にまた出てきています。今回これが2日前に出てきた計画書ではないということによろしいですか、執行部。

○三鬼政策調整課長　　今日午前中の、1月28日に審議会でも説明した変更点以外は、これまで幾度となく開いていただいた行政常任委員会でも随時報告しながら変

更を重ねていったものと御理解いただいていいと思います。

○仲委員　やはり総合計画の記述の方法、策定の方法を、やはり実施計画とは何ぞかということも含めて改めて説明していただいて、総合計画は基本計画までの10年間の尾鷲市の指針となる計画であるということをもう一度説明してください。

○三鬼政策調整課長　そうしたら、7ページを再度御覧いただいてよろしいでしょうか。

今回上程させていただいているものは基本構想と基本計画のところでございます。その下に実施計画というのが、先ほども御説明しましたが、基本計画に定めた施策事業を財政的な裏づけをもって計画的に実施するための目的として、毎年度予算編成時、言うなれば当初予算、3月議会でお示しをするものと理解していただきたいと思います。施策の目標を達成するためにはPDCAサイクルを通じて新規事業の追加、事業の組替え、見直しを行い、毎年改めていくことを前提としてチェックしなければいけないということでございます。それを体系的に表したのが27ページにあります施策の体系でございます。これにつきましては、右端に基本構想はここまでですよ、基本計画はここからですよというのを明記させていただきました。ですので、10年間のまちの将来像に向けた「住みたいまち 住み続けたいまち おおわせ」を実現するための基本目標五つが基本構想でございます。その下にひもづく政策、施策を審議委員の皆様にご議論いただきまして、この総合計画とさせていただきます。

今議論いただいているような各予算を伴う施策につきましては、今後実施計画に基づく予算が出てくるときに、いろんな形で総合計画に基づくものの中でも、こういう考え方がある、ああいう考え方があるという議論をいただくものと理解しておりますので、そういう観点で総合計画の基本構想、基本計画を御理解いただいた上で、個別の施策の議論につきましては別途御議論いただくのが私たちの望むところでございます。

○西川委員　これ、10年かかる基本の計画ですよ。尾鷲市ってさ、お金がないということをまず頭に置いていますか。借金まみれじゃないですか。それを、借金がないのであれば、すいたことをやらしてもらえばいいですよ。病院だってそうじゃないですか。それを考えた上でやっていくんだったら分かるけど、これが計画でこうなって構想になって行って、段取りを何でも。じゃ、何で今、野球場なんですか、金もないのに。

○三鬼政策調整課長　基本計画は今回5年分をお示ししておると御理解ください。

確かに実施計画、この総合計画の基本構想、基本計画の下にひもづく実施計画においては、毎年予算を示していくことになります。10年間分の、例えば予算を喫緊として確保して、この事業をやるための裏づけとしているわけではなく、毎年毎年、有利な補助金や交付金を活用しながら、支援をいただきながら一つ一つの事業を実施計画という、例えばその事業が3年でできるのか、5年続くのかというのを、毎年政策調整課が各課のヒアリングをしながらその事業の妥当性を毎年チェックして、途中で終わる事業もございます。継続する事業もございますが、そういうのは毎年1年ごとにやっていきますので、財政というものは長期にわたる安定した、いわゆる財源を目指すところの計画が非常に重要ですけど、今、ここにひもづく実施計画の一つの施策は、単年度単年度で計画はしながらですけど、単年度単年度で議論をしていくものですので、長期的に見ればいわゆる市債がどれだけあって、どれだけのお金が必要でというところは、私たちも常に財政課を中心に議論をしており、どういうふうになればこの事業がなし得るのかを常に考えさせていただいております。何もやみくもに、お金がないけど、これをどうしてもしなければいけないのだという提案ではございません。

○西川委員 10年たったらこの中のメンバーが何人残っておるんですか。そのときの後へ続くものを、道をちゃんとつくってやらなあかんやないですか。そのときはまたそのときでもめるんですか。

○三鬼政策調整課長 私たちはこの総合計画を出すに当たって、何度も申し上げましたが、審議委員さんの皆様にも市長から諮問させていただいて、今、尾鷲市が何が課題で、何を目指していくのかというところを出発にしています。それがないと、例えば何も計画もなしに、単年単年でいろんなことを対応していくのも一つかもしれませんが、まちづくりにおいては、市民の方がその方向に向いて、同じ力を合わせていただける目標がないと、それ以上の力は発揮できないと思います。ですので、それを求めていくためには、私たちは市民の声を生かしながら、この総合計画でいわゆる目指すものをはっきりとして、その目標に近づけましょうという目標の下に、事業をさせていただきたいというふうに考えて、この総合計画を策定した次第です。

○西川委員 じゃ、人口が減っていく、右肩下がりで人口は減っていきますよね。右肩上がりで借金は増えていきますよね。そんなものもちゃんと計画の中に入っていますか、これ。どんどんどん新しい事業を進めるのはいいですけど。そういうところもちゃんと10年読めますよね、人口の減少と借金が増えていくのは。そ

んな中でどうやって何を行うかというのもちゃんと考えてくれておるんですか。僕はこれを見る時間がなかったもので、まだ熟読はしていないんですけど。そういうところがちょっと気になります。

○三鬼政策調整課長 お示ししているのは10年の構想と5年分の基本計画です。基本計画に当たるところにつきましては、財政課が財政の計画を5年を基本で、5年を単位で毎年つくり直して更新しておりますので、5年の中で必要と思われる財政で、市債の残高、有利な交付金の活用も含めて、計画は議会のほうにも毎年示させていただいておりますので、それがこの5年間の基本計画に基づく施策の基本となります。ですので、10年分は財源が見通せませんが、5年分につきましては、この基本計画に基づくものは想定しているのが現状です。

○西川委員 じゃ、この5年間の間にエクステンドはないんですね。

○下村副市長 先ほど課長が言いましたように、やはり財政計画というものを立てております。そういった中で尾鷲市のこういう総合計画に沿って、計画を立てていく、施策を進めていくという形になっております。10年間と言いますと、やはり国のほうの状況もどんどん変わってきます。いわゆる地方創生や云々というような有利な交付金や起債等があれば、そういったものを活用するというような形の中で、借金を減らしていきながら施策を進めていくというような形を取っていきたいと思っております。

ですので、財政的なことにつきましては、当然、尾鷲市が破綻するようなことがないように我々執行部も取り組んでまいりますが、議員の皆様のチェックというのが当然ございますので、そういったことを気をつけながら施策を推進していきたいと思っております。

○西川委員 チェックと言われたから、今チェックしておるんでしょう。それで、5年間の中には想定外という言葉は入れんといってくださいね。大丈夫なんですよ、これのまますっとこういう計画を続けていっても、大丈夫なんですよ。そこだけ再確認したいんですけど。

○下村副市長 我々としては、そういった尾鷲市がよりよくなるような施策を進めていくと。そのためにもこういった議会のほうへ説明させていただくとともに、予算計上の際には皆様の御審議をいただくということとなっております。

○小川委員 1点だけお聞かせください。野球場とか築山とか16億円かかるというのが独り歩きしているように思うんですけども、有利な補助金を使った場合とか、実際に尾鷲市の負担というのは幾らぐらいなんですか。16億いきませんよ

ね。それはどうなのでしょう。

○三鬼政策調整課長　　今、概算でこの都市公園を整備する、いわゆる安全対策も含めた最大の費用として16億5,000万円相当が示されていると理解しております。これは今もう5市町の協力による広域ごみ処理施設の代替野球場ということもございまして、現時点では、野球場と津波避難施設につきましては、5市町から応分の負担をいただくことを約束いただいております。その中で、有利な補助金としては、国の社会資本整備総合交付金というものが都市公園整備という条件の中にございまして、都市公園として整備する中では最大2分の1ですので、16億5,000万円の事業でしたら8億2,500万円が最大で国からいただける可能性がございます。ですけど、交付金というのは最大ですので、それが例えば上限を下回る場合も想定しなければいけないと思いますが、現時点では最大2分の1を目指しております。それ以外に5市町からの応分の負担をお約束いただいておりますが、一つの方向性として、この交付金を活用できれば、尾鷲市も入れた5市町の負担も減ることを一応想定しておりますので、尾鷲市単独の金額としては数億円、以前の試算ではちょっとこの金額が、まだ私たちは想定をしておりますが、金額で言うならば3億円から4億円の中で収めることができないかということは、一つの目安としております。というのは、有利な交付金を活用でき、5市町の支援もいただき、あとは、いわゆる起債等もうまく組み合わせながら、これを少しでも低く抑えるようにすることによって、今、目安が下がっていくことを目指しております。

○小川委員　　その目安になる部分は、議会にこの部分はこうなりますというのは示せないんですか。

○三鬼政策調整課長　　今は総額で幾らぐらいかかるかという、今年は基本計画をお認めいただいて、基本計画を策定しているところで、以前議会にお示しした都市計画審議会等にもお諮りしている図面、それに基づくものが、以前委員会に16億5,000万円と提示させていただきました。個々の施設整備が年度が変わっていろいろ変わるものですから、年度によって交付金の給付率が最大ばかりもらえるのか、減ったりするののかも含めて、今のところはまだ想定をしかねるところもございまして、お金も最大それだけ要することを想定しますが、安くなることも含めて努力はしておりますので、負担金ばかり入れてしまうと数字が独り歩きになりますので、現時点では最大でもそれぐらいに抑えられないかということで、財政当局と相談しております。

○小川委員　　じゃ、最大で3億から4億ぐらいって、僕ら議員として想定、理解

すればよろしいですか。

○三鬼政策調整課長 現時点で私たちが申し上げられるのはそういうことでございます。

○南委員長 ちょっと今までの議論を聞いておりますと、仲委員さんの話ではないですけども、やはり今回の議決事項として上程されているのは、あくまでも10年間の基本構想と5か年の前期基本計画でございますので、何か全体が個別の議論の中へ入っているような感じですので、それも大切なことですけども、もうちょっと全体的に、大局的に見て、いろんな角度から審査していただいたらなという思いがいたしておりますので、考慮してよろしく願いいたします。

○中村委員 委員長も最初の本会議で言われていたように、この総合計画と、それと今回の都市公園というのは密接につながってくるし、なぜ、これをみんなが気にしているかと言ったら、5年、10年のスパンで、一体尾鷲市がどれだけの負債を抱えるのかというのをどの議員もきっと気にしてみえると思うんですよ。それで、一つ、きっと委員長も気になると思うんですけども、この前出していただいた基本計画にはトイレも管理棟もなかったですよ。それで、ナイター設備のない硬式野球場の基本設計を出されて、最大16億円で済むという根拠はないと思うし、それとこの基本設計自体が3月末日ぐらいに出てくるんですか。それで、それが出てきて、実際にはもっとこれがかかる5年の間に今、いや、ちゃんと計画立てていまずと言われたけれども、その計画が何に基づいているのかはやっぱりすごく気になるし。それで、借金したからと言って、次の年から返済が始まるわけじゃないですよ。例えばこの都市公園が始まったときに借金しても5年間免除で5年先から返済が始まったら、5年間は絶対大丈夫って言い切れますよね、それは。そうやから、そういうところもひっくるめて、財政計画というのをもっと長期で示してもらいたいというのと、それと、その構想に戻りますけれども、土地利用構想には非常に個別のものが構想で出てきているんですよ。にもかかわらず、小原野は全くどこにも触れられてないというのは、構想自体がおかしいんじゃないですかというのが1点です。

それから、そののところについて、個別の名前は出さないということ自体がおかしいので、もう一回考えてください。

○三鬼政策調整課長 最初のは財源のほうですよ。確かに、私たち財政課が出している財政計画の中では、直近5年間のいわゆる借入れや支出も含めて想定しており、それを示させていただいたのを御承知いただいたと思います。それをいわゆ

る起債が何年度から始まり何年度で終わるかということも、事業をした場合には必ずついて回りますので、それは財政当局で想定しているというふうに私は理解しておりますので、それもしかるべきときに、例えばどういう形でお示しできるのかどうかは、また担当課と考えたいと思います。

その一方で、土地利用計画のところで小原野の記述までがどうしても必要じゃないかというところは、正直、私たちはこれを何度も申し上げますが、審議会からの答申をいただいて、今回、次の10年間の指針とするために今日上程しております。その中での議論にそのところは及んでおりません。ですので、どこまでがないじゃないか、ここまで書くのは余分じゃないかという議論は、当然私たちは甘んじて受けますが、現時点として、小原野のいわゆる個別に記入するような内容、それは精査されておりませんし、今後、例えばそれを防災に活用するのであれば、日々の議会への報告やいわゆる地域防災計画の中での位置づけも含めて、個々の計画でやっていくべきではないかと思います。総合計画に全て方向性は載せてありますので、議論することは当然できますので、方向性をさせていただいて、総合計画に同時に載っていないと前へ進めないかという、そうではありませんので、そういう御理解で今回は見ていただきたいと思います。

○中村委員　載せることは絶対ではないですけども、それを想定して載せるべきですし、載っていないことを何でもかんでもやっていくというのは、それは行政運営上いかなものかと思うんですよ。考え得ることを全て出して、そして今、答申をもらったからっておっしゃいましたけれども、審議会の答申は答申であって、これは議決案件であって、議会が最終決定する場所なのですよ。だから、審議会で審議されへんかったから載せへんというのは、それは返事としておかしいと思うんですけど、いかがですか。

○三鬼政策調整課長　私どもは確かに審議委員さんと令和2年から議論してまいりました。その中で私たちの、例えば提案の視点が漏れていたのであれば致し方ないですけど、こういう、例えば防災という国土強靱化計画を包括しながらつくり上げた中においては、非常に防災の視点は濃く議論されました。その中で、小原野の位置づけが、市として、まだこういうふうにするという方向性は示されておりますけど、例えば、年次計画でこういうふうに使いますという方向性が見えていない中では、現在はこの総合計画に記載が十分にできなかったというのは事実でございます。

○南委員長　課長、都市計画マスタープランの中での小原野の位置づけというの

は、どのようにされていますか。参考までにお聞かせをいただければと思います。

○下村副市長　小原野の土地利用については、まだ国土交通省にお貸ししてあるということもありまして、過去の経緯で私もちょっとうろ覚えなんですけど、ある程度国交省が終わった時には整地していただくというようなお話もありました中で、市として小原野用地の利活用について、まだ調整会議も政策会議も諮っておりますので、小原野用地の利用につきましては、今後、市のほうの課題になってくると思っております。

○南委員長　書いてありませんか。どこかで見たと思うんですけども。今、副市長が小原野の普通財産、使用許可で、岩田前市長のときだったと思うんですけども、一応、国交省の契約としたら令和5年の年度末が一応契約事項となっております。ただし延期も可能ということだと思います。なかったらよろしいです。

○中村委員　それでは、41ページの国土強靱化計画の3番目の計画期間があるんですけども、計画期間や計画の見直し期間の設定は行わないものとするというのはどういう意味ですか、これ。

○三鬼政策調整課長　国土強靱化計画につきましては、私どもも令和3年3月に策定をさせていただきました。というのは、国土強靱化計画は国の国土強靱化計画に基づく、いわゆる、あらゆるハードメニューの交付金の基となる考え方ですので、それを三重県全体として策定をして国に望まない、財源確保の面において一致団結してやりましょうというところもございまして、総合計画の策定に先立ちまして、1年前に策定をさせていただきました。この条文におきましては、いわゆる何年ごとに改定をしなければいけないとか、そういう総合計画との一体性も含めて自由な議論ができております。ですので、基本的には計画期間や計画見直し時期の設定を行わず、毎年いろんな形で策定を見直すべきという観点から、ここに載せさせていただいているのは、いわゆる変わらない、普遍的な部分を載せさせていただき、随時変えるべき実施計画に当たるような部分は別途記載をさせていただいて、それは毎年変えさせていただくというふうに理解いただきたいと思います。

○中村委員　ここに国の基本計画は計画期間を定めておらずってなっているんですよ。国は各自治体に事前復興計画の策定を求めていますよね。それでも、令和3年3月につくられた計画の中に事前復興計画ってなかったですよ。それについて、この基本的な考え方の中に事前復興計画を入れるという一文がどうしてないんですか。

○三鬼政策調整課長　確かに防災のページで御説明しましたように、いわゆる防

災で日々どういうふうな防災対策をしていくかという中で、以前にも御指摘いただきました事前復興計画のいわゆる重要性につきましては、委員も以前定例会等で御指摘されております。それも踏まえて、いろんな形で防災の分科会の方たちも議論いただきましたが、今の時点で、いわゆる地域防災計画に基づく体制整備とか避難体制も含めて、そういうところに重点を置いた施策は十分書かれておりますが、事前復興計画におけるその辺の議論は、今回のところでは特に記載はございません。

○中村委員　いや、それは、記載はございませんじゃなくて、国が求めている、もともとこれは市、地方自治体が自主的に独自につくっていくものであって、県がつくっていないから横倣え、国が指定していないから横並べのものじゃないですよ。市はどういう考え方で、国土強靱化に基づいた基本的な考えをこの５年、１０年の総合計画の中に書くんやったら、事前復興計画というのが、喫緊の課題である南海トラフ地震が、ここにも書いてありましたよね、今後３０年間に７０から８０の確率で来るかもしれないみたいなことを書いておきながら、その一方で、事前復興計画をここには入れていませんって、それはやっぱりないと思うんですよ。それをしっかりやっていかな、このまちの人口減少以前の問題だと思うんですよ。人口がなくなりますよ。

○三鬼政策調整課長　確かに地域防災計画の中でこの辺はずっと議論していくべきことだと思います。やはり国が国土強靱化計画に基づいて指針を示している以上、それを尾鷲市にどう当てはめるかというのは地域の実情もあって、それを集約して表現していくのが地域防災計画だと思いますので、そこでの議論がまず出発点かなと思います。

○中村委員　それを上位計画のここに書き込むのが総合計画なんですよ。下でやるからじゃないです。これを今つくるんやったら、ここに書き込んでおくということが大事なんですけれども、どうですか。

○三鬼政策調整課長　確かに私もちょっと防災危機管理課の現状を全て知っているわけじゃないんですけど、地域防災計画でその辺の議論がどこまでできているのかも、やはり総合計画に書く基本となると思います。目指すべきものは国に倣って書くべきという考え方もございますが、それは国土強靱化計画の中で述べられていると思いますので、そういうことも含めて、尾鷲市の現状に合った形での記述にとどめるところも一つだと思います。

○中村委員　論点がずれていると思いますけれども、そういうことを聞いていません。

○三鬼政策調整課長　確かに不十分でないものは書かないほうが良いという御意見があったり、先を見越して書いたほうがよろしいという御意見もいただきながら、私たちは、そういうこともいろいろ御指摘いただいたことも判断しながら、この総合計画は進めさせていただきたいと思い、審議会の答申を上程させていただきましたので、この際の御意見としていろんな形で御意見いただけたらと思います。

○中里委員　皆さんの議論とはちょっと違うのですけれども、少し確認したいことがあります。

この計画の資料の中にちょこちょこ子供の絵が入っていて、かわいいなと思って見ていたんですけど、これは資料に、皆様に配られるというか、見ていただけるような状況になったときには入ってくるものなんですか。

○三鬼政策調整課長　成果物として載せることを前提に御了解をいただいて描いていただいたものです。

○中里委員　でしたら、これ、私の子供の学校でも募集されていた絵なんですけど、絵の意味というか、こういうことで書いたんだよみたいな題名があったらちょっと楽しいかなと思ったんですよ。

ちょっと難しいとは思いますが、この文字全部に平仮名を振ってもらおうというのは難しいでしょうか。

○三鬼政策調整課長　総合計画全部にという意味ですか。

○中里委員　できたら。

○三鬼政策調整課長　事実にちょっと難しいかなという思いは私はしておりますが、例えば、難しい漢字にはルビを振るのが基本とはなっておりますが、全ての漢字になると字の間隔とか見にくさにもつながってしまうので、それは現時点ではちょっと現実的ではないかなと、ちょっと補佐が説明します。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　確かに小学生の方に書いていただいたこともあって、当然見ていただかないといけないので、この冊子全体じゃなくて、今話しているのは概要版のほうの中で、概要版をつくるというパブリックの御意見もあるし、皆さんが手に取っていただいて分かりやすくという話があるので、そちらのほうは子供さんにも読めるようにルビを振るような、分かりやすいつくりらせていただこうかなと今、話を進めていますので、そちらで対応させていただければと思います。

○中里委員　お願いします、ぜひ。

○南委員長　参考までに、先般私のほうからも難しい漢字が書かれているという

ことで、例えば脆弱性だとかいった、テレビなんかだと脆弱の脆は平仮名で字幕で出てきたりしているものですから、できるだけそういったことも配慮していただきたいなとお願いをした事実もありますので、御理解を賜りたいと思います。

○中村委員 それでは、64ページの8の5の液状化のところで、12月のときに地盤の液状化危険度調査を全てのところで実施されるんですかとお尋ねしたら、いいえ、全てのところではしませんってお答えをいただいたと思うのですが、今回それがもう抜けてしまっていますよね。そして、審議会では、議会のほうで指摘があったから抜いたっておっしゃったんですけど、私はこれを抜けてって言っていませんけれども。

○三鬼政策調整課長 御説明申し上げます。これにつきましては、いわゆる液状化危険度の把握、地盤改良等の防止策について、実施については莫大な費用が必要となるが、市独自で市全域を行うのか、これに比べればブロック塀やトイレの耐震配管なども微々たるものであるという御意見もいただいた中で、当日は、液状化危険度の把握、地盤改良は必要に応じて検討していくこととなりますと、大きな財源を伴うので計画的にしていくのか、それとも特定の事業において特化的にやるのかを含め、この記載を検討させていただくということを申し上げております。その結果、いわゆる地域防災計画を管轄している防災危機管理課とも協議の結果、今回本市の地域防災計画に液状化対策について現状に沿うような修正を見込んでおり、総合計画の液状対策、危険度の把握については、地盤の液状化、危険度調査を実施し、というところは実態にそぐわないところもあり削除するという、内部のところで検討した結果というふうに御説明を申し上げました。

○中村委員 いいえ。審議会では議会での指摘で削除したっておっしゃったので、それについて、私は言っていませんので。

○三鬼政策調整課長 削除せよというところではございません、こういうことを書いてあるが、現実にはできるのですかという御指摘に対して、内部で慎重に検討した結果、こういう表現をすると、例えば莫大な財源を伴ってする必要があるのかというところも含めて、個別対応には液状化対策をしなければいけないというところは当日もお答えさせていただきましたけど、そういうことも含めて、議会の御指摘を受けて削除したというのではなしに、議会の御指摘を受けて検討の結果、削除したのが正しいことです。

○南委員長 ここで委員会室換気のため、10分間休憩します。

(休憩 午後 2時15分)

(再開 午後 2時24分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

皆さんにお断りを先に。市長が午後3時から公務でお客様が見えるということでございますので、少し市長には委員会席を離れていただきますことを御了承願いたいと思います。

それでは、引き続き委員会を行います。

○内山副委員長 前回の行政常任委員会のほうで、おわせS E Aモデル構想で具体的な基本計画が3月末に出るって確か言っておられたように思うのですが、私の間違いではないでしょうか。

○三鬼政策調整課長 先日申し上げましたのは、おわせS E Aモデル構想に基づく、いわゆる多目的スポーツフィールドと呼ばれる現在野球場や多目的グラウンド、昨年の3月末の第1回臨時会でお認めいただきました基本計画、いわゆる多目的スポーツフィールド基本計画策定業務というのが3月22日が契約期限ですので、それまでに成果物をいただきながらお示しするというのを今想定しております。

○内山副委員長 まず、その基本計画ができたことの3月末にできることと、そして、先ほど南委員長が質疑をしたときに、2月28日に都市計画審議会が行われる予定と言いましたが、これ、2点ともすごくおわせS E Aモデル構想について大事なことだと思うんですね。

そして、今回の総合計画が令和3年度で終わってしまうというか、区切りになって、予算の関係もあると思うんですが、この二つの大事なことが決まってからと言ったらおかしいんですが、終わってから、予算関係なしで引き延ばすというんですか、それから審議会を行ってほしかったと思うんですが、そういうことはできなかったんでしょうか。

○三鬼政策調整課長 どっちの審議会ですか。

○内山副委員長 一番最後のこの総合計画の審議会なんですよ。この二つが分かってある程度決まっていれば、その審議会の中でもきちんと説明できることと、そして、私なんですけれども、おわせS E Aモデル構想について少しぐらいは分かるというのかな、そうしたらこの随所に書かれていることもある程度理解できたのかなと思うんですが、そういうことはできなかったんですか。

○三鬼政策調整課長 副委員長がおっしゃられるのは、いわゆるスポーツ振興ゾーンの新しい施設に関するいろんなことが決まってから、最終の審議会を開いて総

合計画の上程をしたらどうかという御理解だと思います。

私どもはあくまでもこのおわせ S E A モデルは、ここに記載させていただいている事項、例えば 30 ページを御覧いただいたら分かるように、中部電力跡地を活用した S E A モデル構想の実現で、新しい人の流れ、いわゆる雇用を産んだり集客、それは幅広い分野を横断してのまちづくりにつなげますという表現とか、その下には、生涯学習の充実などによって、S E A モデル構想で計画するスポーツ振興ゾーンで運動イベントとかも含めてやりますと、例えば S E A モデル構想にありますスポーツ振興ゾーンは、今、御提案している都市計画区域が現実ですけれども、以前からあそこにはテニスコートをはじめ、スポーツ施設が現在もありますよね。そういうことも含めて、スポーツ振興に資する場として S E A モデル協議会の位置づけがもともとございます。ですので、そういうことは特に限定して何かを示しているのではなしに、いわゆる総合計画として、S E A モデル構想で人の流れを変えましょう、スポーツ振興もできたら既存の施設もありますけど、中電跡地にもスポーツ施設がありますので、それも活用しながらやりましょうという普遍的なものについて述べているのが基本なので、都市計画審議会が終われば、これが例えば記述が変わるとかいうものではないというふうに御理解いただきたいと思います。

ですので、それを踏まえて私たちは、第 1 回定例会に当初予算を上げる前での、基本的な考え方の基となる総合計画をこの臨時会という場で上程させていただいた、この日程につきましてはぜひ御理解いただきたいと思います。

○南委員長 ちょっとよろしい。

今、課長は都市計画審議会は関係ないようなことを答弁したけれども、これはあれでしょう、都市計画決定が大前提でしょう。そんな中途半端なことを言ったらあきませんよ、あなた。これも訂正してもらわな。

○三鬼政策調整課長 訂正いたします。申し訳ございません。

いわゆる総合計画の審議会の日程が、今おっしゃられたように最後にできなかったのかという御提案につきましては、私たちは第一に、第 1 回定例会において、当初予算を上程させていただきたいと思っています。それは、この第 7 次総合計画に基づく予算案として御審議いただきたいという基本的な考え方がございます。というのは、基本構想、基本計画、それに基づく予算が今回、令和 4 年度の予算としてお示しをしたいと思いますので、それも踏まえて、この時期にお願いしたいということもあって、今、副委員長がおっしゃられた日程につきましては、ちょっと難しいという判断も含めまして今回にお願いした次第です。

○内山副委員長　予算の関係も分かります。しかし、これからの１０年間の方向性を決める総合計画です。例えば４年度の予算に間に合わなくても大事なことです。１回目が終わってからでも臨時でできるんじゃないのかなと私は思うんですよね。それだけこの総合計画というのは大事なことになるので、やはりきちんとしたことが決まってからの総合計画のほうが審議会の方たちも市民の方たちも納得すると思うんですよね。

だから、予算のほうが大事なのか、先なのか、それともこっちが先なのかと。私は総合計画のほうが大事だと思うんですよ。だから、そこも踏まえてしてほしいかったという私の希望なんです。大事なことはやっぱり予算をつける前にきちんと話し合われることだと思うんですよね、１０年間の方向は。だから、そういう面で詰めが甘いんじゃないのかなというのが私の感想なんですけれども。

○三鬼政策調整課長　御意見は大切だと思っていただけたところは、非常にそのとおりでございますが、私どもも審議会で、常任委員会にも計画性を持って議論をお願いしてきました。というのは、コロナ禍において、本来ならば１２月定例会で、きちっと議論をした上でお認めいただくのが本来のスケジュールでございましたが、コロナ禍において、部会が開催されなかった時期を踏まえて、議会のほうにお願いしまして、こういうずれた時期に御議論いただいているのは申し訳ないことでございますが、それを例えば、今おっしゃられるようなところをさらに加味してすることは、私は総合計画の位置づけと、いわゆる令和４年の当初予算の位置づけを考えると、ぜひ今のスケジュールでお願いしたいというのが本旨でございます。

○内山副委員長　総合計画はとっても大事なことです。私はそういうふうに認識しております。１０年間という間にいろんなことが起こると思うんですよ。だから、やはりきちんと予算は後にして、まずこちらのほうが私は優先的なことだったと思うんですよね。やはりそこら辺の執行部と議会とのあれが、ちょっと何かかみ合っていないのかなと思うんですけれども。今からそういうのは無理だとは思いますが、答申をいただいておりますので、だからそういうところもやっぱり考えてほしいかなと思うんですけれど。

○三鬼政策調整課長　総合計画の重要性を非常におっしゃっていただくのは非常にありがたいことですが、何度も申し上げて申し訳ないんですが、今回の議案の上程させていただいたタイミングは、本来ならばもっと前にやるべきだったというスケジュールもございまして、御無理を言ひまして、コロナ禍の中延ばさせていただいたことをお含みいただきまして議論いただき、当初予算に入らせていただきたい

と思っております。

○南委員長　副委員長、よろしいですか。

他にございませんか。

○中村委員　この基本計画の設計図書が出てくるのが３月２２日というのは、これは一体どういうことですか。どうして、都計審の２月２２日前に出てこないんですか。

○三鬼政策調整課長　建設課に担当していただいています、都市計画審議会におきましての審査項目は、県のほうといろいろな事前協議も含めながら、書類の整理をしているとお聞きしております。あくまでも、私たちが今３月２２日と申し上げましたのは、私たちが基本計画の予算をお認めいただいてから契約した契約の満了日でございますので、それまでに例えば議会のほうに御相談して、いろんな形で御報告をする時期を相談したいと思っております。３月２２日はあくまでも契約の満了日ということで私たちはお示ししておいて、それまでに都市計画審議会に必要な書類等は、県とも協議の上全てをそろわせていただいて協議に臨むというふうに聞いております。

○中村委員　きっと委員長らもこれ、出席されてとっても困ると思うんですけど、今さっきも言ったように、この基本計画のラフ図、縮尺も全くでたらめですよ。築山の直径も足りませんし、トイレも管理棟もナイター施設もない中で、１６億って書いてあるんですけれども、そういうことがこの基本計画が出てけえへん限り、きっと都計審の皆さんもむちゃくちゃ困られると思うんですよ。これもちゃんとしていただいて、本来全ての順番が反対、わざわざ反対なのかどうかは知りませんが、反対やもんで、今、副委員長も委員長も最初に言われていたように、都計審もすごい大事なので、もうどれも一緒ぐらい大事なので、何かこういう本当にやっつけ仕事で、たったこれだけの会議で全てを審議させて、これまた一番最初に濱中委員も言われていたみたいに、反対多数にはなれへんのかもしれんけれども、これ、国会やったら、憲法改正に３分の２以上が要るんですよ。市における総合計画というのは憲法並みですから、これ、議員の３分の２、７名以上が賛成せえへんかったら、それこそ不信任に近いような、はっ、という感じになっていくので、そのところも、もっともっと丁寧な今までの運営があってもよかったんじゃないかなと私は思います。

○三鬼政策調整課長　御指摘のところは、私たちも常々審議会を丁寧に開催すること、それを見える化して公表すること、議会には丁寧に説明することを心がけて

させていただきましたので、今の御指摘は甘んじて受けなければいけないと思いますが、私たちは限られた時間の中で、審議をしなければいけないというのも現実的にございます。というのは、コロナ禍の中、いろんな事業が後ろ倒しになる中、議会にも御無理言いまして、総合計画の策定が令和４年度から必要ですので、本来ならば１２月であるところを今回臨時で開いていただきました。まだまだ議論が足りないという御議論もあると思いますが、いわゆる１０年の構想を目指したところを示しつつ、いわゆる足りないところは個々の計画であるとか、いわゆる実施計画に基づく予算案であるとか、そういうところで御指摘をいただきながら、よりよい方向に進めていきたいと思いますので、そういう御理解をお願いしたいと思います。

○南委員長　　よろしいですか。他にございませんか。

他にないようですので……。

○三鬼議長　　先ほどの審査の中で財政的なことが言われておりました。

１点は、改選前に議員の一般質問であるとか議会全体から執行部に対して、５か年の予算の見直しとかそういった方針を示していただくようになって、その以降、財政課から５年分の予算の見通しというのを示してもらっておりますので、こういった総合計画、これが進めば実施計画という形になろうかと思うんですけど、そういったことは、また財政の見通しとも合わせた中で御審査していただきたいと、先ほどの質問からちょっと思いましたもので、皆さんに審査の中で、御理解願いたいと思っています。

○南委員長　　それでは、議案第２号、第７次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画についての審査は終了いたします。ありがとうございました。

それでは、付託議案の採決に入ってもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　了解をいただきましたので、それでは、当委員会に付託されました２議案についての採否を行いたいと思います。

まず最初に、議案第１号、令和３年度尾鷲市一般会計補正予算（第１５号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（挙　手　全　員）

○南委員長　　挙手全員でございます。ありがとうございます。

引き続きまして、議案第２号、第７次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について、原案可決に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○南委員長 挙手多数でございます。よって、第7次総合構想及び基本計画は委員会として可決すべきものと決しました。

(「間違えた」と呼ぶ者あり)

○南委員長 採決を採ったら、採り直しは委員会としてはないと理解をしております。

まだ待ってください。

委員長報告につきましては、一任というよりかは、できるだけ皆様の意に沿うような委員長報告をさせていただきたいと思いますので、20分余り時間をいただけないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、すみません。これをもちまして当委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後 2時43分 閉会)